

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年 6 月 3 日
【会社名】	協立情報通信株式会社
【英訳名】	Kyoritsu Computer & Communication Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長兼社長 佐々木 茂則
【本店の所在の場所】	東京都港区浜松町一丁目 9 番 1 0 号
【電話番号】	03-3434-3141 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 佐々木 修
【最寄りの連絡場所】	東京都港区浜松町一丁目 9 番 1 0 号
【電話番号】	03-3434-3141 (代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 管理部長 佐々木 修
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1【提出理由】

当社は、2020年5月27日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2020年5月27日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金55円 総額65,828,180円

ロ 効力発生日

2020年5月28日

第2号議案 定款一部変更の件

定款を以下のとおり、一部変更する。

(下線は変更部分を示します)

変更前	変更後
第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>株主総会</u>を招集し、議長となる。 第15条～第22条 (条文の記載省略) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>が招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が<u>取締役会</u>を招集し、議長となる。 第24条～第31条 (条文の記載省略) 第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (条文の記載省略) 2 (条文の記載省略)	第3章 株主総会 (招集権者及び議長) 第14条 株主総会は、代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役)がこれを招集する。ただし、当該代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の代表取締役又は取締役が招集する。 2 株主総会の議長は、常勤の取締役(代表取締役を含む)の中から取締役会で選任する。ただし、当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の常勤の取締役が議長となる。 第15条～第22条 (現行どおり) 第4章 取締役及び取締役会 (取締役会の招集権者及び議長) 第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役(代表取締役が2名以上ある場合は、取締役会で選定した代表取締役)</u>が招集し、議長となる。 2 前項の代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の<u>代表取締役又は取締役</u>が取締役会を招集し、議長となる。 第24条～第31条 (現行どおり) 第5章 監査役及び監査役会 (選任方法) 第32条 (現行どおり) 2 (現行どおり)

変更前	変更後
(新設)	<u>3</u> 当会社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。この場合、補欠監査役の選任決議の定足数は、第2項の規定を準用する。
(新設)	<u>4</u> 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

第3号議案 取締役4名選任の件

取締役として、佐々木 茂則、山田 信彦、野村 宣男、江口 夏郎を選任する。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役として、長谷川 浩、茂呂 眞、神成 敦を選任する。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、佐藤 文康を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	9,647	3	-	(注) 1	可決 99.97
第2号議案 定款一部変更の件	9,647	3	-	(注) 2	可決 99.97
第3号議案 取締役4名選任の件					
佐々木 茂則	9,628	22	-	(注) 3	可決 99.77
山田 信彦	9,622	28	-		可決 99.71
野村 宣男	9,633	17	-		可決 99.82
江口 夏郎	9,628	22	-		可決 99.77
第4号議案 監査役3名選任の件					
長谷川 浩	9,630	20	-	(注) 3	可決 99.79
茂呂 眞	9,634	16	-		可決 99.83
神成 敦	9,634	16	-		可決 99.83
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	9,628	22	-	(注) 3	可決 99.77

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。